

東京都板橋区農業委員会

第24期第7回定例総会議事録

令和3年1月25日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 7 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 3 年 1 月 2 5 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計1件 (内訳：4条関係1件、5条関係0件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 「令和2年度農業功労者」における受賞者の決定について (資料4)
- (4) 第62回東京都農業委員会・農業者大会の中止について (資料5)

3 その他

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用した生産緑地の貸借について (資料6)
- (2) その他

4 次回日程

日 時 令和3年2月25日(木) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	染宮 利章	委員
	本橋 政春	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	石田 真人	書記

事務局長	<p>只今より、第24期第7回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、染宮委員、本橋委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>資料1、1ページをご覧ください。こちらは、特定農地貸付け承認申請でございます。1ページにございます申請が、板橋区長から農業委員会会長あてにございました。内容につきましては、区民農園の貸付けでございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定により、貸し借りをを行うものでございます。この農地法等の特例に関する法律について補足いたしますと、この法律は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付について、特例的に認める、といった趣旨の法律でございます。10アール未満の農地の貸付で、相当数の者を対象としたもの、営利を目的としない、貸付期間が5年以内といった条件で特例的に貸し借りを認めるというものでございます。それでは、資料1ページの真ん中にございます貸付規程をご覧ください。今回の申請は、区民農園30農園1,665区画を板橋区が所有者からお借りするという内容です。昨年と比較しますと、35農園1,930区画でございましたので、農園数で5農園、区画数で265区画と大幅に減少いたしました。従来の傾向でございますと、1農園借りて2農園返すといった感じで、少しずつ減少していましたが、一年間で265区画も減少することは今回が初めてのことでございます。</p> <p>続きまして、昨年から増減があった部分について、個々のご説明になりますが、資料の6ページ区民農園面積増減比較一覧表をご覧ください。今回は返還が6件、一部返還が1件、新規借用が1件でございます。表の一番上、番号1、成増四丁目第2農園でございますが、こちらは全部返還となりまして、区民農園としては閉園となります。農園の場所ですが、右側の7ページをご覧ください。右上の病院は成増厚生病院、真ん中の道路が三園通りでございます。三園通りの西側にございます2か所の農園でございます。返還の理由は、相続の関係と伺っておりまして、面積は2か所合計で1,142.41平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号2、赤塚二丁目第1農園です。こちらは生産緑地番号20番の農地を新規区民農園として新たにお借</p>

りすることになったものです。農園の場所ですが、8ページをご覧ください。下赤塚小学校の西側でございます。こちらは、所有者の方が高齢で、ご家族も耕作されていないとのことで、以前からご相談を受けていた土地でございます。面積は1,326㎡、区画数としましては一区画約15平方メートルを61区画設置する予定です。6ページにお戻りいただきまして、番号3、赤塚三丁目第1農園でございますが、こちらは全部返還となりまして、閉園となります。農園の場所ですが、9ページをご覧ください。赤塚第二中学校の東側にある大きな農園でございます。返還の理由は、相続の関係と伺っておりまして、面積は2,030平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号4、赤塚六丁目第3農園でございますが、こちらも全部返還となりまして閉園となります。農園の場所ですが、10ページをご覧ください。右寄りの太い道路が赤塚中央通りでございます。これの西側、下赤塚小学校の東側に位置する農園でございます。返還の理由は、戸建て住宅の建築予定と伺っておりまして、面積は836平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号5、徳丸四丁目第2農園でございますが、こちらも全部返還となりまして、閉園となります。農園の場所ですが、11ページをご覧ください。赤塚第一中学校の南側にある農園でございます。返還の理由は、相続の関係と伺っておりまして、面積は985平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号6、四葉一丁目第2農園でございますが、こちらは一部返還となります。農園の場所ですが、12ページをご覧ください。水車公園の東側にある農園でございます。槇の道を挟んで北側と南側2か所の農園でございますが、今回、南側の農園部分を返還することになりました。返還の理由は、戸建て住宅の建築予定と伺っておりまして、面積は353平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号7、四葉一丁目第3農園でございますが、こちらは全部返還となりまして、閉園となります。農園の場所ですが、13ページをご覧ください。新四葉の交差点の南側、新大宮バイパスから少し入ったところの農園でございます。返還の理由は、売却のうえ戸建て住宅の建築予定と伺っておりまして、面積は648平方メートルでございます。6ページにお戻りいただきまして、番号8、西台三丁目第2農園でございますが、こちらは全部返還となりまして、閉園となります。農園の場所ですが、14ページをご覧ください。志村第五小学校の南西側の農園でございます。返還の理由は、相続の関係と伺っておりまして、面積は741平方メートルでございます。

6ページにお戻りいただきまして、区民農園全体の面積の増減でございますが、一部返還を含む7農園の返還によりまして6,735.41平方メートルの減少、新規借用1か所により1,326平方メートルの増加となりますので、合計5,409.41平方メートルの減少となり

	<p>ます。区民農園の合計の面積といたしましては、4ページの区民農園一覧表の一番下をご覧いただきたいと思いますが、34,416.18平方メートルとなります。昨年が39,825.59平方メートルでございましたので、約13.6%の減少となります。また、区画数は、昨年度1,930区画から1,665区画と265区画の減となります。なお、今回の区民農園用地の貸付期間としましては、令和3年3月1日から令和4年2月末までとなっております。</p> <p>また、今回ご承認をいただきました後、3月から区民農園の一般利用を開始する予定でございますが、合わせて1月13日から実施しております区民農園の利用申込み状況についてご報告いたします。高島平区民館、赤塚庁舎、グリーンホール、きたのホール、常盤台地域センターの5か所で申込受付を行いました。合計、2,690件の申込みをいただいております。昨年は2,488件でございましたので、202件増えてございます。例年申込み平均倍率は約1.4倍でございますが、区画数も大幅に減少しておりますので、平均倍率も1.6倍から1.7倍程度になるのではないかと推測しております。</p> <p>本題に戻りまして、今回の区民農園用地の貸付承認申請につきましては、本会でご協議をいただき、ご承認をいただきますと、23ページにございますとおり、農業委員会会長名で、板橋区長あてに、承認する旨の通知を發出させていただきたいと思っております。本件につきましては、協議事項でございますので、表決をお願いしたいと思います。</p>
会 長	この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。
春 日 委 員	6ページの表の6番に一部返還とあり、面積が353平方メートルとなっているが、この数字の意味を教えてください。
農政担当係長	6ページの表につきましては、返還する部分の地番と面積を表示しています。引き続きお借りできる部分の面積は、563平方メートルとなっております。
会 長	<p>ほかにご質問等ございますか。</p> <p>今回、これだけ区画数が減少すると、今後も減少していくということになるのでしょうか。</p>
農政担当係長	区民農園を返還する理由として相続の関係が多いですが、昨年は特にこの事例が多かったと思っております。今後もこうした理由で減少していく傾向はあると思っておりますが、生産緑地を区民農園としてお借りできるようになり制度も変わっておりますので、新規でお借りできるところも出てくる可能性があると考えております。

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、この件につきまして、承認したいと思いますが、ご異議等ございますか。</p> <p>ないようですので、このまま承認したいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料２、２４ページをご覧ください。</p> <p>農地法第４条第１項第８号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和２年１２月１１日から令和３年１月１０日までに届出があったもので１件でございます。</p> <p>専決番号１、土地の所在が舟渡三丁目１３番２でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は３２８平方メートルです。転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、２４ページの中央の図、中山道の西側、荒川の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は１４台分の月極の駐車場となっております。現況に対する届出でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この４条関係１件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項（２）、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料３、２５ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和２年１２月１１日から令和３年１月１０日までの間に照会があったもの４件でございます。</p> <p>番号１、土地の所在が小茂根二丁目７３番１、２の２筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ４４５平方メートル、８７９平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を１２月２２日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、２６ページの上の図、環状七号線沿いで南東側に筑波大学附属桐ヶ丘特別支援学校があります。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>

書	記	現況は月極の駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。
事	務	局長
		次に番号2、土地の所在が新河岸三丁目8番17、18の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ249平方メートル、105平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を12月22日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、26ページの下の方、新大宮バイパスの東側、荒川のすぐ南側に位置しています。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。
書	記	現況は不耕作地となっております、入口に鉄板が敷いてあり、車が数台駐車されておりました。非農地である旨を法務局に回答しております。
事	務	局長
		次に番号3、土地の所在が徳丸五丁目9番7です。地目は畑、面積は329平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を1月5日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、27ページの上の方、徳丸福祉園の北側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。
書	記	現況は2階建ての個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。
事	務	局長
		次に番号4、土地の所在が徳丸四丁目186番23です。地目は畑、面積は54平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を1月8日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、27ページの下の方、新大宮バイパスの東側、赤塚第一中学校の北東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。
書	記	現況は不耕作地となっております。画面の左側がマンションで、右側にプレハブの建物がありまして、その間のところになります。非農地である旨を法務局に回答しております。
会	長	それではこの4件について質問等がございましたら、お願いします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。

	<p>報告事項（３）、令和２年度農業功労者における受賞者の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記の方からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料４、２８ページをご覧ください。 令和２年度農業功労者につきまして、農業委員会で推薦した小原昭雄様が令和２年度農業功労者感謝状を受賞されました。</p>
会 長	<p>続きまして報告事項（４）、第６２回東京都農業委員会・農業者大会の中止について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記の方からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料５、３２ページをご覧ください。 第６２回東京都農業委員会・農業者大会についてでございますが、２月１８日を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。表彰受賞者の記念撮影会につきましても、受賞された方に確認したところ辞退されるとのことでございました。</p>
会 長	<p>続きまして、その他（１）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用した生産緑地の貸借について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらにも書記の方からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料６、３３ページをご覧ください。 前回の定例総会でご説明をさせていただきました、特定都市農地貸付けという、生産緑地を市民農園の形態で利用者に貸し付ける件でございます。あらためて、開設事業者である株式会社アグリメディアより、正式な協定締結申出書の提出がありましたので、本日皆様にお示しをさせていただきました。特段問題がないようでしたら、区と開設事業者である株式会社アグリメディア、農地所有者との三者で協定締結に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしくご説明いたします。 なお、今後の予定でございますが、三者間での貸付協定締結が済みましたら、開設事業者より、７４ページにあります特定都市農地貸付の承認申請が農業委員会に対してございますので、来月の定例総会で承認についてのご審議をいただく予定となっております。</p>
会 長	<p>こちらについて、ご質問等ございましたら、ご説明いたします。</p>

染 宮 委 員	今回のように生産緑地を区民農園として貸借した場合でも、農地利用状況調査の対象になりますか。
事 務 局 長	生産緑地である以上は、区民農園として貸借した場合でも、農地利用状況調査の対象になります。
会 長	<p>その他、ご質問等があればお願いいたします。 ないようですので、これをもちまして第7回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後2時40分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <p>・運営委員会 2月17日(水) 午後2時00分 ・定例総会 2月25日(木) 午後2時00分</p>